

(別紙様式 4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県健康づくり推進実施計画 (第 3 次) (案)
 意見募集期間 : 令和 5 年 12 月 18 日～令和 6 年 1 月 9 日
 意見等の提出件数 : 44 件 (17 人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第 3 章 第 2 次計画の目標の達成状況と評価	○ 「習慣的に喫煙している人の割合の減少 (喫煙をやめたい人がやめる)」とあり、そもそも喫煙をやめたい人の割合について言及がないが、どれくらいの削減を考えているのか。	1	【その他】 「令和 3 年度 兵庫県健康づくり実態調査」において、喫煙者の内、26%の方が「たばこをやめたいと思いますか」という問いに対して「やめたい」と回答しております。 次期計画では、習慣的に喫煙している方が 12.4%おられるので、目標としては、10%までの削減を目指すこととしています。
	○ 受動喫煙があった者の割合とあるが、どのようなケースをカウントしているのか。	1	【その他】 「令和 3 年度 兵庫県健康づくり実態調査」にて、調査対象としている施設で受動喫煙にあったと回答した者の割合を記載しております。
	○ 行政機関で喫煙者を見かけることがないにも関わらず、データでは 3.5% が受動喫煙をしていることになっているが、受動喫煙とはどのように認識されているのか。	2	【その他】 屋外喫煙所を設置している行政機関もあるため、受動喫煙被害に遭われた方がいるのではと推察します。 なお、兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」では受動喫煙を「人が他人の喫煙 (人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙 (蒸気を含む。) を発生させることをいう。) によりたばこから発生した煙にさらされること」と定義しています。
	○ 喫煙により心の健康を保っている県民に対して、禁煙を促すのは、いきすぎた禁煙施策だと思う。 ○ 喫煙者のどのような行動が受動喫煙につながっているのか検証を行い、その結果を施策展開に活かすべき。 ○ 喫煙者・非喫煙者にとってバ	5	【今後の取組の参考】 今後、開催予定の受動喫煙防止対策検討委員会の中でどのような施策を実施すべきか議論していきます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
	<p>ランスのとれた計画であることを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受動喫煙を防ぐためには喫煙所の設置が不可欠。 ○ 受動喫煙を防止するには、喫煙場所と喫煙コーナーの整備を並行して行うべき。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閉鎖的な空間での受動喫煙対策は必要だと思うが、換気の良い場所で少し匂った程度ならそれほど問題ではないのでは。対象となる受動喫煙の状況を明らかにするべき。 	1	<p>【その他】</p> <p>換気の良い場所であったとしても、意図しない受動喫煙を防ぐ必要があると認識しています。</p>
<p>第6章</p> <p>1 生活習慣病予防等の健康づくり</p> <p>(4) たばこ(受動喫煙)対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙支援の取組は禁煙したい意思を持つ人のみに限定するべき。 	1	<p>【その他】</p> <p>たばこの健康影響等については、喫煙者・非喫煙者など分け隔て無く情報提供する必要があると考えております。</p> <p>「令和3年度 兵庫県健康づくり実態調査」の結果から喫煙をやめたいという県民もいることから今後も禁煙支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症と喫煙の関連性に言及しているが、科学的な根拠に基づいているのか。 	1	<p>【その他】</p> <p>厚労省の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第10.0版」に記載されているとおり、喫煙と新型コロナウイルス感染症の関係はエビデンスが高い重症化要因とされているところです。本県においては、令和3年度に実施した「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」でも有識者の助言を得ながら、対策を講じていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加熱式たばこと一般的なたばこを別物として定義するべき。 	1	<p>【その他】</p> <p>加熱式たばこの健康への影響が科学的に明らかになっていないため、研究による知見が蓄積されるまでは、従来どおり製造たばことして紙巻たばこ同様に扱うこととしております。</p> <p>今後、開催予定の受動喫煙防止対策検討委員会の中でどのような施策を実施すべきか議論してまいります。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
	○ 条例違反をしているお店がまだあるように見受けられるため、喫煙所の整備等を実施する前にお店への徹底した指導が必要なのでは。	1	【その他】 ご意見を踏まえ、更なる普及啓発に努めます。
	○ たばこは合法であるため個人の自由は守るべき。	1	【その他】 禁煙を押し付けることはなく、たばこの健康影響について啓発し、たばこをやめたい人への支援に取り組みます。
	○ 健康増進法と同様に「望まない受動喫煙」と表記するべき。	1	【その他】 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」では、「意図しない受動喫煙」と表記しております。
	○ 飲食店における全面禁煙には反対。各店舗による努力対策をしているので、禁煙等については各店舗の判断に委ねてもらいたい。	1	【その他】 改正健康増進法及び県条例にて、飲食店は原則屋内禁煙となっており、一定条件を満たした場合のみ、喫煙室の設置等が認められております。 そのため、禁煙等について店舗の判断に委ねることはできません。
	○ 「受動喫煙防止の徹底化」を広めるため、世界禁煙デーや禁煙週間に合わせ、イエローグリーンのライトアップを実施するべき。	1	【今後の取組の参考】 イエローグリーンのライトアップについては、設備等の関係もあるため、関係部署とも相談しながら検討します。
	○ やみくもに喫煙率を下げる目標はどうなのか。	1	【その他】 「令和3年度 兵庫県健康づくり実態調査」において、喫煙者の内、26%の方が「たばこをやめたいと思いますか」という問いに対して「やめたい」と回答しており、その方々への禁煙支援を行うことで喫煙率を下げることを目標にしております。
	○ 嗜好品を規制する必要があるのか。	1	【その他】 意図しない受動喫煙の防止により、県民の健康で快適な生活の維持を図るため、条例で定めている受動喫煙防止区域での喫煙は規制が必要と考えております。
	○ 禁煙治療の受診者数の数値目標を県と市町で設定してはどうか。	1	【その他】 診療や治療に関する情報は要配慮個人情報にあたり、収集が困難なため、目標設定についても困難です。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店における受動喫煙防止対策の最終目標は、店頭表示のステッカーの貼布とすべき。 ○ 店頭ステッカーの貼付等は効果的な対策なのか。 ○ 歩きたばこや喫煙所以外での喫煙を禁止にすべき。 ○ たばこ税の歳入で喫煙所を作るべき。 ○ 受動喫煙の防止には喫煙所の整備が必要。 ○ 私的空間も含めた受動喫煙対策はいきすぎ。 ○ たばこは法的に認められているためこれ以上の制限は不要。 ○ 飲食店を禁煙にする以外にどのような対策が受動喫煙の減少に効果的なのか検討するべき。 ○ 飲食店の意見を広く取り入れ、実効性の高い内容にされたい。 ○ たばこの売り上げ数の減少と肺がん罹患者の減少に関する数値を公表した啓発が効果的なのではないか。 ○ 屋内に限らず屋外の施設についても禁煙空間を広げるべき。 ○ 受動喫煙の防止のために喫煙所をなくすべき。 ○ たばこの添加物の規制と監督機関の創設を国へ要請するべき。 ○ アプリを活用した禁煙治療や治療の2/3助成を進めるべき。 ○ 喫煙による効能や受動喫煙対策による失職予想等も併せて発信するべき。 ○ 公平な議論を見える化し、受動喫煙対策を検討されたい。 	22	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>今後、開催予定の受動喫煙防止対策検討委員会の中でどのような施策を実施すべきか議論していきます。</p>
全般	○ 特にありません	1	<p>【その他】</p> <p>今後も健康づくり施策の推進に努めます。</p>